鳥取県・岡山県共同アンテナショップ催事スペース利用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ（東京都港区新橋一丁目１１番７号 新橋センタープレイス内（以下「アンテナショップ」という。））に設置する催事スペースの利用について必要な事項を定め、当該利用を促進して鳥取県の物産、観光等の振興を図ることを目的とする。

（利用範囲）

第２条　催事スペースは、アンテナショップ２階の別図１に示す区域とする。

２　催事スペースは、原則として、区域全体を一括して利用するものとする。当該利用に際して必要となる設備のうち、別図１に記載する利用可能備品以外は、第５条第１項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が用意するものとする。

３　利用可能な時間は、原則として午前10時から午後８時（準備、後片付けの時間を含む）までとする。また、１回の利用期間は、原則として７日以内とする。

（利用目的）

第３条　催事スペースは、鳥取県の物産、観光等の振興に寄与する試食・試飲販売、実演販売、ＰＲイベント等で次に掲げる催事を開催するために利用するものとする。

（１）鳥取県が主催又は共催する催事

（２）鳥取県内の市町村、経済団体、農林水産業団体及び観光団体が主催又は共催する催事

（３）鳥取県の出身者により構成された親睦又は出身地域との交流等を目的とする団体が主催する催事

（４）鳥取県内に事務所、事業所又は工場等を有する団体（上記（１）～（３）の団体を除く。）が主催する催事

（５）鳥取県の研究等を目的とする催事

（６）その他、知事が適当と認める催事

（利用の禁止）

第４条　知事は、前条に規定する利用目的であっても、次に掲げる者に対しては催事スペースの利用を禁止するものとする。

（１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

（２）暴力団員（条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）

（３）暴力団関係者（条例第２条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）

（利用手続き）

第５条　催事スペースの利用については、知事が別に定めるところにより、あらかじめ催事スペース利用申込書（様式第１号）を知事に提出し、催事スペース利用決定通知書（様式第４号）により、その承認を得なければならない。

２　利用者は、前項の承認を得た後に利用の変更又は取消しをするときは、催事スペース利用（変更・取消）兼還付依頼書（様式第２号）を知事に提出し、指示を受けなければならない。

３　利用者は、催事スペースの利用後速やかに催事スペース利用実績報告書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（利用料）

第６条　第３条第２号から第６号までに掲げる催事のために利用する場合、利用者は知事が別に定める額の利用料を支払わなければならない。この場合、利用者は、利用日までに当該利用料を支払うものとする。但し、備品のうちキャッシュレスレジを利用した場合は、利用後、物販店舗運営事業者との間で利用料を精算した３０日後までに当該精算額を物販店舗運営事業者へ支払うものとする。

（利用上の遵守事項）

第７条　催事スペースの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）催事の準備及び運営は、利用者の責任及び負担により行うこと。また、催事に関する問い合わせや苦情等に対しては、信義に従い誠実に対応すること。

（２）催事スペース利用範囲以外の区域には、みだりに立ち入らないこと。また、催事スペース利用範囲区域についても、知事が承認した利用時間以外は、みだりに立ち入らないこと。

（３）知事が承認した利用目的及び利用方法以外では利用しないこと。

（４）利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

（５）催事スペース及びその附属設備を毀損し、又は汚損しないこと。

（６）喫煙、過度の飲酒、その他他者に迷惑をかけるおそれのある行為又は公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。

（７）利用後は、必要に応じて片付け、清掃等を行い、利用に伴って発生した廃棄物は適正に処理し、利用前の状態に復した上で、催事スペースの管理に当たる職員の確認を受け、その指示に従うこと。

（８）食材・食品を販売・提供する場合の衛生管理については、職員の指示に従うこと。

（９）その他催事スペースの適正な利用・管理を図るため、職員の指示に従うこと。

（利用停止）

第８条　知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、催事スペースの利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。この場合においても、利用者は第６条に定めるところにより利用料を負担するものとし、当該停止により利用者又は第三者に損害が生じたときも、それについて県は一切の責任を負わない。

（１）虚偽又は事実と異なる内容の申込みにより第５条第１項の承認を受けたとき。

（２）正当な理由なく支払期限を過ぎても利用料を支払わないとき。

（３）前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

（賠償責任）

第９条　利用者は、催事スペースの利用に当たり、その施設設備を毀損し、又は汚損したとき、その他県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第１０条　その他催事スペースの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この要綱の施行の日前に、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ 催事スペース利用要領（令和５年１０月１日施行）により、利用承認を受けた者については、この要綱による催事スペースの利用承認を受けた者とみなす。

附　則

この要綱は、令和６年４月２５日から施行する。